

第8回農業特定技能協議会運営委員会
(議事要旨)

日 時：令和5年1月24日(火) 10時00分～11時00分

※オンライン形式で実施

出席者：

【制度所管省庁】

法務省	出入国在留管理庁	政策課	補佐官	富田	礼子
警察庁	刑事局	組織犯罪対策部			
		国際捜査管理官付	課長補佐	和田	壮人
外務省	領事局	外国人課	課長補佐	向井	晋一
厚生労働省	職業安定局	外国人雇用対策課			
		海外人材受入就労対策室	室長補佐	富田	裕介

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人	全国農業会議所	経営・人材対策部	部長	黒谷	伸
			同 次長	今井	貴也
			同 相談員	八山	政治
公益社団法人	日本農業法人協会	参事		岩男	次郎
		同 業務課長		高須	敦俊
一般社団法人	全国農業協同組合中央会				
	営農・担い手支援部	営農企画課	課長	富永	健一
			同 考査役	石澤	哲

【事業所管省庁】

農林水産省	経営局	就農・女性課	課長	尾室	幸子
			同 経営専門官	前田	利光
	農産局	園芸作物課	野菜調整官	市橋	康弘
		果樹・茶グループ	果樹・茶グループ長	仙波	徹
	畜産局	総務課	畜産総合推進室 室長	馬場	淳

議事要旨：

冒頭、農林水産省経営局就農・女性課から以下の旨のあいさつがあった。

- 日本国内に在留する特定技能外国人の人数は、昨年11月末現在で約12万人。そのうち、農業分野に従事されている方は約1万5千人であり、分野別では3番目に多い分野となっている。
- 昨年には特定技能1号の受入上限数の見直しや「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置されるなど、外国人材をめぐる事情は制度開始時と大きく変わっており、業界団体はじめ、関係各位との連携が、今後より一層、重要。
- 本日は、制度所管省庁及び業界団体各位から御説明等をいただき、現状に係る認識を共有し、人手不足解消の一助となるよう、より良い制度運用に向けた情報共有・意見交換の場となれば幸い。

1. 決定事項

議事資料のとおり、「農業特定技能協議会」規約及び「農業特定技能協議会」運営要領の一部改正

2. 特定技能制度の現状等について

- 法務省
受入れ状況全般、特定技能外国人在留者数等について説明があった。
- 厚生労働省
外国人を雇用する事業所への支援策について説明があった。
 - ・ 事業主の方に求められる対応について、まず、法律等で義務づけられている「外国人雇用状況の届出」というものがある。これは、外国人雇用の雇入時と離職時に、ハローワークに届出をしていただくというもの。2点目は努力義務となるが、外国人雇用管理指針において、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職の支援など、事業主の方に努めていただきたい事項を定めている。
 - ・ こうした中、厚生労働省では、都道府県労働局やハローワークといった出先機関を中心に、事業主の方への支援をしているところ。本日は、3つ支の援策について説明させていただきたい。
 - ・ 1点目は、外国人雇用管理アドバイザーの制度。これは、雇用管理の専門家を都道府県労働局に配置し、外国人労働者の雇用管理改善のためのアドバイスや職業生活上の問題など、事業主の方から無料で悩みや相談を受けて、個々の対応を行う制度。主に、社会保険労務士、中小企業診断士、行政書士の方で、特に外国人の雇用に関して知識のある方がアドバイザーとなっている。労働局もしくは最寄りのハローワークにお尋ねいただければ、アドバイザーの派遣等にもご相談のすることも可能。本会議の資料にあるリーフレットでご案内して

いるところ。

- ・ 2点目は、人権確保等支援助成金<外国人労働者就労環境整備助成コース>。という外国人労働者を雇用している事業所向けの助成金。これは、日本の労働法制や雇用慣行等に関する知識不足のほか、日本語でのコミュニケーション不足、慣習の違いなどから、労働条件や解雇等に関するトラブルが生じないよう、事業主の方が自ら改善の取組を実施される場合に、要した経費の一部を助成するという制度。必須メニュー2つと、さらに選択メニューのうち1つ以上をしていただくことで、助成金の取組として要した費用の2分の1又は3分の1を助成するというもの。ただし、特定技能制度により義務化された支援の取組、例えば、特定技能外国人を雇用している場合、選択メニューの「苦情・相談体制の整備」の取組については特定技能制度における支援義務となるので、助成制度の対象にならないことに注意していただきたい。ご興味のある事業所の方がいれば、労働局やハローワークにご相談いただくよう案内いただければ幸い。
- ・ 3点目は、外国人労働者の人事管理、労務管理に役立つ3つの支援ツールを紹介する。1つは「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」。これは、例えば、外国人にとって、実際の手取り額と総支給額の違いや、出退勤時間に関する雇用慣行の違いなど、なじみのないことを分かりやすく説明するときにサポートするようなツール。2つ目は「雇用管理に役立つ多言語用語集」。これは人事管理や労務管理の場面でよく使う用語が約420語収録されており、やさしい日本語と9言語に翻訳しているもの。3つ目は「モデル就業規則やさしい日本語版」。ワード形式で公表しているもので、これを参考に、就業規則を必要に応じて修正し、使用いただくことができるのではないかと考えている。
- ・ これら3つの支援ツールは、厚生労働省のホームページにおいて公開しているところ。こうした取組を知っていただき、ご案内いただければ幸い。

○ 全国農業会議所

- ・ 試験合格者について、令和元年度は571名、令和2年度は4,490名、令和3年度は13,246名。令和4年度は、現時点の合格者は12,963名となっているところ。受験者についても右肩上がり伸びている。合格率については若干下がっている状況。
- ・ 受験者の国籍については、インドネシアが突出して多いほか、カンボジア、フィリピン、ネパールなどが多い。海外からの労働力確保という点では、インドネシアに着目してみるとということもひとつという印象。
- ・ ミャンマーに関しては、政情不安のため試験を一時中断していたが、昨年10月から再開したところ。また今年度の新規試験実施国は、スリランカとインドで、夏から実施しているところ。また、2月からバングラデシュでも試験を実施する方向。例年、試験実施国が増えている状況。
- ・ 今年度の補助事業における取組状況について、説明会については、昨年はず

べてウェブで開催したところ、今年度は一部オンライン開催もあったが全国10か所で現地開催しているところ。また特定技能制度に関する説明資料については、去年同様、優良事例集、受入れに当たってのマニュアルを作成しているところで、完成次第、各農業機関に配布するとともに、ウェブサイトにも掲載する予定。

○ 日本農業法人協会

- ・ 技能実習生、特定技能者の現状について、資料に基づく説明。
- ・ コロナ禍における農業現場の状況について、水際対策による入国制限の緩和に伴い、現在、入国待ちの状況はなくなっている。ただ、国ごとの温度差はあるが、手続の遅延で入国遅れが未だに散見される状況。コロナ前の正常な状態にきれいに戻ったというわけではない印象。
- ・ 入国が再開され、人間的な問題は大幅に改善されたものの、入国時期が当初の目論見から外れたことで、現場では教育という面で混乱がある状況。作期がすでに終了していたり、繁忙期がすでに開始し、教える時間がなかった等々、卒業生との円滑な引継ぎに支障が発生しているところ。
- ・ また、入国のメドが立たない状況が続いた中、人員確保のため特定技能者や国内のスタッフなどを雇用したことにより、人的に過剰な状況が発生した例も一部であった。
- ・ 課題という点では、コロナの影響で入国遅れが発生して、既存の技能実習生と雇用サイクルに大幅なずれが生じたこと。人数枠が決まっている中で、例えば、新たに技能実習生を入れたいと思っても、すでに10月から入った人たちがまだ1号のままという状況では雇うことはできない。このような状況の中、緩和措置等々があればよいという印象。

○ 全国農業協同組合中央会

- ・ 課題認識として、制度面1つ目はホワイトな送出機関・登録支援機関の公表をいただけたらありがたい。現場には、ホワイトな先がわからずに困っているという声がある。
- ・ 2つ目に、昨年も申し上げている技能実習から特定技能への移行時に、職種のたすき掛けを可能にするような緩和については、例えば、畜産農業の酪農に関して、牧草栽培を行っていた者であれば、耕種農業でも取り組むことは十分ありうると考えている。
- ・ 運用面1つ目は、賃貸住宅が不足する農業地域では、住居の確保が都市部に比べて厳しい。空き家住宅があるとはいえ、長期間居住していなかった等により不具合が多いところもあるため、改修コストの負担することが難しい。
- ・ 2つ目には、転職に関する課題に関しては、転職によって、雇用主が負担した費用を分担する仕組みが必要ではないか。元の雇用主は、さらに緊急的に新たな雇用活動に係るコストの発生があるため、経済的・精神的に大きな負担と

なっている。

○ 農林水産省

- ・ 令和3年度に、協議会を通じて、農業分野の特定技能外国人に対して行った満足度調査アンケートの結果を報告する。これは、2次元コードを案内し、外国人が、母国語で直接ウェブ上で回答できる方法で行ったもの。課題は回答率が低かったところ。
- ・ 仕事の内容、労働環境については、「満足」、「少し満足」の割合が90パーセント以上の結果となっているところ。「不満」、「少し不満」を選択した理由には、仕事の量や残業が挙げられる。
- ・ 雇用主や同僚との人間関係についても、「満足」、「少し満足」の割合が90%以上の結果となっている。「不満」、「少し不満」を選択した理由には、雇用主との関係では外国人差別といったものを受けたことがあるほか、同僚との関係ではコミュニケーションの部分で不満をもっているという結果となっている。
- ・ 本年度のアンケートについては、現在取りまとめているところ。今回は、もう少しその要因分析ができるような形の項目としているほか、就労環境だけでなく、生活環境についても項目に加えているところ。
- ・ 当省は「外国人材受入総合支援事業」という事業を実施している。これには2つの柱があり、一つは技能試験の円滑な実施。もう一つは外国人材が働きやすい環境の整備。事業実施主体は、毎年度公募で決定している。
- ・ 試験実施については、本年度は全国農業会議所が実施主体となり、実施いただいているところ。環境整備については、全国農業会議所から発言があったとおり、優良事例集の作成・周知のほか、セミナーの開催などについて、全国農業会議所が実施主体となって実施していただいているところ。また、相談窓口も設置しており、これは多言語に対応する形で株式会社JTBが実施主体となって実施していただいているところ。現状、どこに相談したらよいかわからない場合などには、まずは、この相談窓口をご案内いただいているところ。
- ・ 令和5年度からは、新たな取組として、現地説明・相談会の開催というものを一つの柱としてやっていこうとしているところ。これは、海外において、日本の農業現場について現地説明するほか、農業法人等の農業経営体に同行いただき、具体的な労働条件や就業条件など、相談会の開催を考えているところ。すべての試験実施国でできる予算規模ではないが、まもなく公募するところ。
- ・ 事務局から、「農業特定技能協議会」規約と、「農業特定技能協議会」運営要領の改正についてご提案させていただくので、了承を求めたい。
- ・ 改正の概要について、規約は警察庁の組織改編によるもの。運営要領については、退会すべき状況にある中でも、加入を継続できる規定を追加するもの。具体的には、現在、特定技能外国人がいなくなったときは協議会を退会することとされているが、そのような中、地方入管に在留諸申請の申請中で、例えばあと1か月くらいで、次の特定技能外国人を受け入れる予定があるようなケー

スが散見されたところ。そのような場合に、継続して加入していただけるよう、運営要領の一部改正を考えているもの。

3. 質疑応答

- 警察庁
 - ・ 規約の一部改正で示された構成員について、「国際捜査管理官付」ではなく、「国際捜査管理官」に修正が必要。
- 農林水産省
 - ・ 承知した。

以上